

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年11月24日～2022年11月30日)

令和4年(2022年)12月2日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 韓国との防衛協力強化 ノルウェーへの携帯対空ミサイル輸出								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> 飲酒運転者の自動車没収にかかるアンケート結果 ジョージア人が強盗致傷を行い逮捕 テロ脅威警戒レベルの延長								
<b>経済</b> ウクライナ国民支援法改正案を採択 2021年対ポーランド外国再投資額が過去最高を記録 ポーランドの電気自動車の進捗 政府が家庭向けガス料金の凍結を採択 バルティックパイプラインがフル稼働開始								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

政 治

外交・安全保障

## 韓国との防衛協力強化【29日】

29日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ワルシャワで開催されたポーランド・韓国防衛産業協力会議に出席し、「2022年がポーランドと韓国の間

有益な防衛協力の始まりになることは間違いない。地政学的な状況、特にロシアによるウクライナ侵略により、ポーランド軍の急速な強化と近代化は必要不可欠となった。このような脅威に対処し、支援、信

頼、協力の絆を築くことができるパートナーを見つけたことをうれしく思う。相互の理解が強化されたことにより、協力は他の分野にも波及するだろう。」と述べた。

#### ノルウェーへの携帯対空ミサイル輸出【29日】

### 治 安 等

#### 飲酒運転者の自動車没収にかかるアンケート結果【11月28日】

28日、当地ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、民間調査期間によるアンケートの結果、約65%のポーランド人が飲酒運転による自動車没収を支持していることが分かったと報じた。これに対し、不支持の割合は約27%であったという。同世論調査では、本件自動車没収は、野党支持者(57%)より与党支持者(82%)の方がはるかに多かったとのことである。世論調査は、11月18日から20日にかけて、1,000人を対象に行われた。

#### ジョージア人が強盗致傷を行い逮捕【11月29日】

29日、22歳のジョージア人男性が、ワルシャワ・プラガ地区に所在するドラッグストアで香水を盗もうとして、それを止め入った警備員と揉み合いになり、

29日、ノルウェーがポーランドの携帯対空ミサイル「Piorun」を調達する契約がオスロで締結された。ポーランドは数百発の同ミサイルをノルウェーに輸出することになり、同ミサイルの輸出は、米国、エストニアに続き3か国目となる。

当該警備員をナイフで刺し怪我を負わせた。当該ジョージア人は現場に駆けつけた警察官に逮捕され、負傷した警備員は病院に搬送されたが、命に別状はなかったという。

#### テロ脅威警戒レベルの延長【11月30日】

30日、モラヴィエツキ首相は、同日23時59分までを期限としていたテロ脅威警戒レベルを2023年2月28日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。今般の政府発表においては、前回の発表に続き、ポーランド国外のインフラ設備への脅威にも言及している。

### 経 済

#### 経済政策

#### ウクライナ国民支援法改正案【11月29日】

29日、ポーランド政府はウクライナ国民支援法改正案を採択した。同改正により、2023年3月1日からは、ポーランドで集団宿泊施設に滞在しているウクライナ避難民は、滞在が120日を超える場合は50%(ただし1日40ズロチを上限)、180日を超える場

合は、75%の費用(ただし1日60ズロチを上限)を自己負担しなければならない(ただし、障害者、高齢者、妊婦、その他生活困難者は免除)。また、社会保険庁等はウクライナ避難民のポーランドへの出入国記録へのアクセスが認められ、補助金等への虚偽申請や不正受給等の防止措置が強化されることになる。

### マクロ経済動向

#### 2021年対ポーランド外国再投資額が過去最高を記録【12月1日】

グラントソントン社は、2021年にポーランドで活動する外国人投資家が1,227億ズロチを収益化し、うち756億ズロチ(約62%)を再投資したと発表した。これは2003年以来最も高い金額となる。再投資額の増加は、主に配当金を390億ズロチ(収益の約32%に相当)に引き下げることで賄われ、2021年末

のポーランドへの外国直接投資総額は1,099億ズロチに達した(ポーランドGDPの42%に相当)。

再投資額が最も多かった投資国は独(71億ズロチ)、次いで仏(32億ズロチ)、オーストリア(22億ズロチ)、英(17億ズロチ)、スイス(16億ズロチ)、再投資割合が最も高かった国はハンガリー(65%)、次いでオーストリア(49%)、イスラエル(44%)、日本(42%)であった。

### ポーランド産業動向

#### ポーランドの電気自動車の進捗【11月25日】

27日、ポーランドの電気自動車(Izera)の生産を担うElectroMobility Poland(EMP)社は、ヤヴォジュノ(Jaworzno)にある工場を2025年12月から稼働させる予定で、その建設費用を60億円と見積もっていると発表した。EMP社は、ポーランドのエネル

ギー企業4社(PGE、Energa、Enea、Tauron)のイニシアチブにより2016年に設立され、最近では安心降車アシスト(SEA)の電気自動車向け専用技術プラットフォームを提供するため、中国最大の民間自動車グループであるジーリー(吉利汽車)とライセンス契

約を締結した。工場の生産能力は最終的に年間10万台を予定している。

## エネルギー・環境

### 政府が家庭向けガス料金の凍結を採択【11月25日】

27日、政府は、エネルギー価格の高騰による消費者への影響を緩和するため、家庭向けガス料金を2022年の水準で凍結する法案を採択した。この法案により、来年のガス料金は所得に関係なく今年の水準である1MWh当たり200.17ズロチを上限とし、配給手数料も凍結される見込みである。現在のインフレ防止シールドが2023年1月1日に失効し、ガスに対する付加価値税(VAT)が23%に戻るため、ガス料金は23%上昇するが、暖房補助金と同様の仕組みで、この法案により約30万世帯の低所得者がVAT還付の申請を行うことができるようになる。この新しい措置により、2023年の国家予算において約300億ズロチを要することとなる。

### バルティックパイプラインがフル稼働開始【11月30日】

30日、北海からデンマークを經由してポーランドに天然ガスを送るバルティックパイプが年間100億立方メートルのフル稼働に達したと、同パイプラインを運営するポーランドのGaz-System社が発表した。同パイプラインは10月1日に稼働開始したが、デンマーク側の工事が未完成であったため、これまで限られた範囲で稼働していた。同社CEOは、フル稼働によりポーランドの天然ガス需要の60%をカバーすることができるかと述べている

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われれないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっていきます。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】展覧会「着物・尽さないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽さないインスピレーション」が開催されます。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

### 【予定】世界伝統空手キッズワールドカップ2022【2022年12月9日(金)～11日(日)】

ルブリン市にて、ポーランド伝統空手連盟主催「世界伝統空手選手権大会2022」が開催されます。

開催場所：Hala GLOBUS, Kazimierza Wielkiego 8, Lublin

詳細：<https://www.wtku.org/world-traditional-karate-do-championships-and-childrens-cup/>

### 【予定】第15回国際チャリティーバザー【2022年12月4日(日)】

在ワルシャワ外交団長配偶者の会(SHOM)が主催し、約60か国の参加国・団体各ブースが趣向を凝らした特産品が並ぶほか、フードコートや福引等もあります。

開催場所：アリーナCOSTルバル(Ul. Lazienkowska 6A, Warszawa)

入場料：15ズロチ

詳細：<https://shomwarsaw.wordpress.com/charity-bazar/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))